

検査対象地域（東京都）



全域が検査対象

日の出町

表記以外が検査対象

あきる野市

小川東・乙津・小中野・小峰台
小和田・戸倉・二宮東・平沢東
深沢・養沢を除く全大字

青梅市

小曾木・木野下・新町・末広町
富岡・成木・御岳山を除く全大字

表記の地域が検査対象

昭島市

田中町（東日本旅客鉄道 青梅線以南の地域に限る）・代官山の一部（旧拝島町）・拝島町・松原町・緑町・美堀町

八王子市

宇津木町・梅坪町・大谷町・尾崎町・上巻分方町・川口町・久保山町・左入町・下恩方町・諏訪町・大楽寺町
高月町・滝山町・戸吹町・西寺方町・式分方町・丸山町

羽村市

小作台・川崎（都道 249 号線以西の地域に限る）・五ノ神（都道 249 号線以西の地域に限る）・栄町・神明台
玉川・羽・羽加美・羽中・羽西・羽東・緑ヶ丘

福生市

牛浜・大字熊川（国道 16 号線以东で都道 7 号線以北の地域を除く）
大字福生（国道 16 号線以东の地域並びに 1846 番～1865 番まで、1958 番～1974 番まで、1981 番、1984 番～1990 番までを除く）
加美平・北田園・志茂・東町・本町・南田園・武蔵野台

奥多摩町

梅澤・川井・小丹波・丹三郎・氷川

範囲が限定的な地域

東久留米市 小平市 西東京市 東大和市

過去に感染植物が確認された地域から半径 500m 範囲内の対象地域
※詳しくはお問い合わせください

お問い合わせ

苗木等検査の検査・調査・申請に関すること

東京都農業振興事務所 振興課 特別防除対策担当

☎ 042-548-4881（平日 9:00～17:00）

〒190-0022 東京都立川市錦町 3-12-11

PPV の法令に関すること

農林水産省 横浜植物防疫所 業務部 国内検査担当

☎ 045-285-7135（平日 9:00～17:00）

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

登録番号(6)5 2025年2月印刷
再生紙を使用しています



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

ウメ・モモ等の苗木栽培、盆栽販売をお考えのみなさまへ



プラムポックスウイルス(PPV)から ウメを守ろう

PPV とは Plum Pox Virus（ウメ輪紋ウイルス）の略称です

対象地域※ から外に苗木を持ち出す際に
検査が必要です

PPV は人体に影響こそありませんが、

果実の生育に悪影響を及ぼすため、世界的には農業被害が起きている国があります。

感染した植物を治療する方法は今のところなく、伐採・伐根するしかありません。

PPV は、感染した植物についてのアブラムシによって媒介されたり、

PPV に感染した植物と知らずに接ぎ木したりすることで感染します。

潜伏期間はおおよそ 3 年と云われています。対象地域※ であれば検査が必要です。



ウメを守るため、どうかご協力お願いします。

検査対象となる植物

※対象地域は裏表紙、検査について詳細は中面をご確認ください

サクラ節を除くサクラ属の
苗木、母樹、盆栽類

（ウメ・モモ・スモモ・アンズ・
ネクタリン・プルーン等）

観賞用の切り枝、切り花、果実、加工品は
対象ではありません。

東京都農業振興事務所 特別防除対策担当



東京都

プラムボックスウイルス緊急防除の経緯

平成 21 年 4 月、青梅市のウメにおいてプラムボックスウイルスの発生を初めて確認。

プラムボックスウイルスのまん延防止、根絶を図るため植物防疫法に基づく「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令」及び「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する告示」において、防除区域が指定され、緊急防除を開始した。

プラムボックスウイルス緊急防除対策から苗木等検査へ

地域住民、生産者、関係自治体の方々の協力の下、緊急防除対策を行ってきた結果として農林水産省は、通常のアブラムシ防除を実施していれば、プラムボックスウイルスのまん延防止は可能と判断し令和 3 年 3 月 31 日、緊急防除対策を終了した。

ただし、未発生地域へのプラムボックスウイルスの侵入防止に万全を期すため、発生が確認されている地域においてサクラ属植物（サクラ節を除く）の苗木等のプラムボックスウイルスへの感染の有無を確認するための検査制度（苗木検査）を新たに導入した。

検査の流れ

1 申 請

ウメ等の苗木、盆栽の移動を予定している方は東京都農業振興事務所に申請してください。申請から結果まで時間を要しますので、販売等が決まりましたら、まずは事務所にご連絡ください。

2 園地検査

目視検査を行います。
精密検定が必要な場合は葉を採取することがあります。

3 精密検定

精密検定が必要と判断された場合は、遺伝子検定などで PPV 感染の有無を確認します。

4 結果通知

園地検査・精密検定で PPV に感染していない旨の通知を受けた園地では、苗木等を販売・移動できます。

PPV(ウメ輪紋ウイルス)とは

PPV はウメやモモなどサクラ属の植物に感染する植物のウイルスです。主にアブラムシによって媒介され、苗木などから感染が広がります。果実から自然感染したという報告はありません。人や動物に感染することはない、感染した植物の果実を食べても健康に影響はありません。

PPV に感染した症状

※植物防疫所提供



ウメの葉



ウメの花弁

すこやかなウメを
次世代へ……

盆栽以外の検査は植物の葉を採取する場合があるので葉のある時期に行います



こんな時、申請しましょう

検査対象地域内のウメ・モモなどの苗木、盆栽を販売等で地域の外へ出す場合、または地域内のホームセンター、造園業者へ販売する場合検査が必要です。園地検査の 30 日前までに申請してください。

※検査対象地域については裏面をご覧ください。



これは申請の対象外です

- ・対象地域内を移動する場合（ホームセンター・造園業者への移動する場合を除く）
- ・ホームセンターや造園業者から移動する場合
- ・11 月 1 日から翌年 2 月末までの時期に、検査対象地域の外から持ち込まれた苗木を、この期間内に移動する場合

アブラムシ防除のお願い

PPV はアブラムシにより媒介されます。PPV が侵入・まん延しないように、翅があるアブラムシ(有翅アブラムシ)が発生する春期・秋期の防除を徹底するようにお願いします。アブラムシ防除には、対象樹の薬剤散布だけでなく、周辺の除草も有効です。

